

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

紋別市は、平成30年4月末現在における住民基本台帳人口が22,246人となっており、オホーツク管内では、北見市、網走市に次ぐ人口を有している。

しかしながら、東洋一と謳われた鴻之舞金山の閉山、二百海里漁業規制、国鉄渚滑線・JR名寄本線の廃止、道都大学（現・星槎道都大学）の移転などの様々な社会的要因等により、昭和37年の42,524人をピークに昭和41年より減少が続いている。

産業は、生乳、肉用牛などの酪農畜産業を中心とする農業、広大な森林認証エリアで環境に配慮した持続的な林業、ホタテ、サケ、マス、カニ等を中心とする漁業などの第一次産業を主体としているが、これらの第一次産品を原料とした食料品製造業や木材・木製品製造業などの第二次産業、豊かな観光資源を活かした観光業も盛んであり、経済センサスの基礎調査集計から、当市の従業者数のうち、農林漁業、食料品製造業、木材・木製品製造業の従事者は約18%、観光関連産業の従事者は約16%を占めており、当市の雇用を支える主要な産業となっている。

現在、市内企業数全体の約99.85%を占める中小企業者数は、減少傾向にあり、さらに人手不足、担い手不足等の課題にも直面しており、現状を放置すると長い歴史を経て形成された市内の産業基盤が失われかねない状況である。

このような中、独自の取り組みとして市内事業者に対しての創業支援や国のものづくり補助金との併用可能である補助事業、商業環境を整備する補助事業などを講じてきてはいるが、引き続き市内中小企業の生産性の抜本的な向上を図り、人手不足等に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていこうとする取り組みを支援していくことは、喫緊の課題である。

(2) 目標

紋別市では、生産性向上特別措置法第37条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、道内で最も設備投資が活発な自治体の1つとなり、遠紋地域の中核都市として更に経済発展していくことを目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に10件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

紋別市の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が紋別市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の幅広い設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

紋別市の産業は、市街地、臨海部、山間部と広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

紋別市の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から5年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

(1) 雇用への配慮

人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

(2) 健全な地域経済の発展への配慮

公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。